

## 「渋野町住民説明会」(第11回) 質疑要旨

日時：平成29年5月11日(木) 19:00~20:35

場所：渋野公民館(徳島市渋野町宮前)

出席者：市民20人、徳島市7人

質疑応答の概要は次のとおり。

Q.	なぜ渋野町では1回しか説明会を実施しないのか。
A.	地元の役員と相談のうえ1回の開催としました。複数回を望む声があれば検討します。
Q.	説明会資料の内容が充実してきた際には、あらためて説明を聞きたい者もいると思うので、継続した説明会の開催を望む。
A.	施設建設に関する詳細な項目がまとまりましたら、説明会を開催しますので、ご意見やご協力をお願いします。
Q.	もし飯谷町での施設整備が白紙になった場合はどうするか。
A.	白紙になった場合の検討はしていません。
Q.	8時間で搬入車両378台が往復すれば、単純計算して38秒に1回通行することになる。交通事故の危険性も高まるのではないかと？
A.	378台は各市町の各現有施設への搬入延べ台数です。施設整備にあたっては積替えによる車両の大型化も検討します。 また、道路整備についても、対策を検討します。
Q.	徳島市以外の5市町は、どのようなごみを燃やしているか。
A.	本市と同じく一般廃棄物を処理しています。具体的には一般家庭から排出される燃やせるごみや、事業系の一般廃棄物、いわゆる事務所や店舗から排出される食品残渣や紙ごみ等を処理しています。
Q.	他市町はプラスチックごみを焼却処理はしていないのか。ガス化熔融炉では、助燃剤としてプラスチックごみを燃やすと聞いているが。
A.	本市では、プラスチック製容器包装については分別収集しており、現在は有価物として有料で引き取ってもらっています。 3Rの動きの中で、原材料等として、市民に分別をお願いしリサイクルに回していることから、炉の処理方式は未定ですが、プラスチック製容器包装の焼却処分は考えにくいです。
Q.	平成20年度に徳島市が作成した一般廃棄物処理基本計画において、燃やせるごみの中に0.1%の有害ごみが含まれている。 0.1%でも含まれば、排気ガスとして、有害物質が大気中に放出されるのではないかと？

	か。
A.	ごみの中に含まれる有害物質については、バグフィルターの使用によって、ほぼ100%の有害物質を回収することが研究結果でも出ており、人体に影響を与えることはありません。
Q.	現在の施設では、5項目しか環境測定を行っていないとのことであるが、環境省が示すPRTR法によれば、人体に悪影響を与える物質は562項目にもなっている。たった5項目を測定するだけで安全と言えるのか。
A.	PRTR法は、国内の色々な施設から排出の可能性がある化学物質の移動を把握するのが目的です。施設には化学薬品を製造する施設や、車の製造施設などが含まれ、一般廃棄物処理施設も含まれます。法律上、一般廃棄物処理施設で指定されている物質はダイオキシン類の1項目のみです。残りの4項目については、大気汚染防止法で指定されており、ダイオキシンと合わせた5項目を測定しています。
Q.	湿式のフィルターを採用しないのは費用が高いからか。
A.	バグフィルターで性能が足りているということです。バグフィルターに加え、湿式のフィルターを通すなどの設備を備える自治体もありますが、費用面だけの問題ではありません。
Q.	排水を施設外に放流しないとのことであるが、勝浦川に近接し、また勝浦川は小松島市民の飲料水になっているため心配である。
A.	施設から出た排水は、クローズドシステムの採用により施設外には放流しません。施設の従業員が利用した水については、設計段階で配慮し、できる限り施設外に放流しない予定です。 地下水への浸透や雨水の排水についても影響が出ないように設計を行います。
Q.	東日本大震災の事故由来の廃棄物が県外で処理されていると聞かすが、徳島市に入ってくることはないのか。
A.	本市に事故由来の廃棄物が搬入されるとの話があれば、事前確認できるため、住民との覚書に沿った対応をすべきであると考えています。 一般廃棄物として処理が可能だからといって、勝手に徳島市に持ってきてもよいという話ではありません
Q.	徳島市は、「人体や環境への影響はありません」、「事故由来の廃棄物が搬入されることはありません」と口頭で説明するが信用できない。何か書面で残すことは可能なのか。
A.	地元住民から同意を頂く際には、覚書等の書面を交わします。その書面の作成の際には十分協議を重ねて作成したいと考えています。
Q.	国が交付金を半分出すということは、国に従うということでしょうか。
A.	交付金を受ける際は、国から交付金の決定通知をもらうことになります。その中で用途などの条件をつけられますが、国の言うことを聞かなければならないという

	条件はありません。その際には条件等もオープンになるので、隠れて何かが決まることはありません。
Q.	外部委託という名の民営化が進められるのか。
A.	市町村は一般廃棄物の処理をしなければならないと法律で定められていることから、一般廃棄物の処理が民営化されることはありません。市が主体で責任を持って業務委託する可能性もあるということです。
意見	搬入台数に、一般持ち込みの台数が含まれていないなら、別に台数を示してほしい。
意見	焼却以外のごみ処理方式を採用してほしい。

以 上